

臨時、パート
アルバイト、嘱託 etc
で働くみなさん

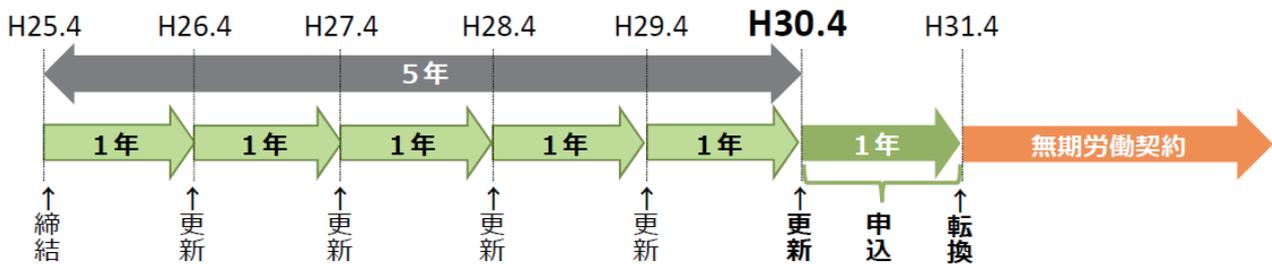
安定した雇用の下で働こう！
労働組合が力になります！

知っていますか？ **無期転換** ルール

2013年（平成25年）から施行された「改正労働契約法」にもとづき、2018年4月から「無期転換」の権利が発生しはじめます。臨時・パートなど、労働契約期間が定められて働いている方（有期契約労働者）が契約の反復更新により、2013年4月以降の最初の契約（更新）から数えて通算で5年を超えた場合、本人の申し込みがあれば、使用者は「無期契約」に転換させなければなりません（同法18条）。

安定した雇用の下で将来への見通しをもって働いていくためにも、無期転換ルールを積極的に行使しましょう。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期転換後の労働条件（職務、勤務地、労働時間など）は、別段の定めがない限り、これまでの有期労働契約と同一となります。無期雇用にあふさわしい労働条件の改善をめざしていきましょう。

労働組合で一緒に行使を！

- ✓ 無期転換することに、人事評価や選考試験などの条件をつけることはできません。全ての人が対象です。しかし、自動的に無期転換するのではなく、本人が申し入れることが必要です（口頭でも可）。
- ✓ でも、一人で申し入れるのは勇気がいります。労働組合に加入して、複数の仲間と「集団申請」をしてみませんか？（申請書の「ひな型」は裏面です）

より良い働き方へ！

- ✓ 契約が更新されないのでは…という心配がなくなれば、仕事の改善点や、職場への意見を出しやすくなりますし、有給休暇など労働者の権利をもっと行使しやすくなります。
- ✓ また、労働組合に入って、力をあわせて労働条件を向上をさせていくことも取り組みやすくなります。

違法・脱法行為はNO！

- ✓ このルールを逃れるために5年で「雇い止め」をすることは、法の趣旨に反し違法です。繰り返し更新しながら働き続けている場合、「合理的な理由」がなければ雇い止めはできません。
- ✓ あらかじめ「5年以上の契約更新はしない」といった契約を結ばせることも、明らかな脱法行為です。
- ✓ 通算5年を避けるために、契約に空白期間（クーリング期間）を意図的におくことも、脱法行為です。
- ✓ これらの脱法行為は改善指導の対象になっています。契約更新について、何か変だな？と思ったら、まずは労働組合に相談を！

労働組合連絡先

全農協労連（全国農業協同組合労働組合連合会）

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-5-5 新宿農協会館3階 TEL 03-3370-8327
FAX 03-3370-8329 E-mail info@nokyororen.ne.jp